

- ◇ノロウイルス、ふぐ毒の食中毒にご注意 ……3面
- ◇市職員、市立幼稚園園長を募集 ……4面
- ◇平成25年度水道・下水道事業会計の決算 ……5面
- ◇「みやっ子すくすく」赤ちゃんモデル募集 ……6面
- ◇平和のつどいを開催 ……7面
- ◇芝ふえすを開催 ……8面

発行(毎月10・25日) / 西宮市役所: 〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798-35-3151(代表) ●ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>  
 編集/政策局市長室広報課 ☎0798-35-3400 ✉vo\_kouhou@nishi.or.jp ●携帯サイト「ふるむ西宮」<http://www.nishi.or.jp/i/>



# こんなときにご利用を！ 国保の給付サービス

**国民健康保険課**  
 …市役所本庁舎1階  
**(0798-35-3120)**  
 特定健診・特定保健指導は  
**(0798-35-3115)**

国民健康保険(以下、国保)は、職場の健康保険などに加入していない75歳未満の人を対象とした公的医療保険制度です。国保の被保険者は、医療機関等で被保険者証等を提示すれば、一定割合の自己負担額を支払うだけで診察や治療を受けることができるほか、さまざまな給付を受けることができます。ここではその主なものを紹介します。

また、2面では被保険者証の更新などについてお知らせします。

## 毎年受けよう 特定健康診査



糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、「特定健康診査(特定健診)」を無料で実施しています。

なお、同じ年度内に特定健診と人間ドックの費用助成を重複して受けることはできません。また、特定健診の健診結果から、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の人を対象に、医師・保健師・管理栄養士などによる「特定保健指導」を実施します。

## ★高額な医療を受けるとき

「**限度額適用認定証**」の提示で  
**窓口での支払い  
 限度額までに**

被保険者証とともに「限度額適用認定証」を医療機関等に提示すると自己負担額の窓口での支払いが限度額までになります。なお、保険料の滞納があると交付できない場合があります。



限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

「**標準負担額減額認定証**」の提示で  
**入院時の食事代を減額**

住民税非課税世帯の人が「標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示すると、入院時の食事代が減額になります。

対象… **住民税非課税世帯の国保加入者**

手続き 国民健康保険課、各支所などで各認定証の交付申請を  
 必要なもの 対象者の被保険者証と、手続きする人の本人確認書類(保険証、免許証など)

※支所での申請の場合、交付まで1週間程度かかります。国民健康保険課では即日交付可

対象… **国保加入者の皆さん**

※住民税課税世帯の70歳以上の人は、被保険者証と高齢受給者証を提示することにより高額な医療を受けるときの自己負担額の窓口での支払いが限度額までになるため、同認定証は不要です

## ★一定限度を超えて支払ったときは… 申請により限度額を超えた額を支給

該当すると思われる世帯には、医療を受けた月からおおむね4カ月後に案内を送付します。該当していると思われるのに案内が届かない場合は、問い合わせてください。

手続き 案内が届いたら、医療機関の領収書などを持って、国民健康保険課で申請を

### ◆医療費を全額自己負担したとき

保険適用の医療費を全額自己負担した場合や治療に必要と認められた補装具の費用を支払った場合(医師の意見書が必要)などは、申請により支払った医療費から自己負担部分を除いた金額が支給されます。

### ◆亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人(喪主)に葬祭費として5万円が申請により支給されます。

### ◆交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者からの行為により傷害を受けた場合に、届け出の上、国保で医療が受けられます。示談などをする前にご相談を。

### ◆一部負担金の支払いが困難なとき

病気やけが、災害、事業の休業などにより生活が困窮し医療機関への一部負担金の支払いが困難な人は、療養見込み期間が3カ月以内の傷病であれば、申請により一部負担金の減免・猶予が受けられます。ただし、事前に前3カ月の収入状況の確認と面談が必要です。

## ♠人間ドックを利用するとき

指定医療機関での人間ドックについて費用助成を行っています(受診年度の前年度までの国民健康保険料を完納しているなどの要件あり)。

## 出産したとき

直接支払制度により、**一時金42万円が国保から医療機関に支払われます**



被保険者の医療機関窓口での支払いは一時金分を差し引いた金額となります。

※産科医療補償制度に加入していない病院などで出産した場合の一時金は39万円

※直接支払制度を利用しない場合は、分娩後、国民健康保険課へ一時金の支給申請を

手続き 医療機関で被保険者証を提示し、直接支払制度の利用に関する合意文書へ署名する

## 2面もご覧ください 被保険者証の更新など

**震災でご家族を亡くされた方で、平成16年10月以降に住所を変更された方は新住所をお知らせください**

追悼式は来年1月17日(土)午前9時半から市民会館アミティホールで開催します。住所変更されている場合は、ハガキに住所、氏名、電話番号、震災で亡くなられた方の氏名・ご遺族との関係を書き、11月26日までに秘書・国際課(〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798-35-3437)へ。電話も可。

**来年1月17日 阪神・淡路大震災 20年犠牲者追悼式の案内状を12月上旬に送付**